

環循再発第 2602274 号

令和 8 年 2 月 27 日

一般社団法人 全国建設業協会

会長 今井 雅則 殿

環境省環境再生・資源循環局長

(公 印 省 略)

### 技能労働者の適正な賃金水準の確保について

本日、令和 8 年 3 月から適用する除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価（以下「新除染等労務単価」という。）を別添 1 のとおり決定・公表しました。これにより、各職種において設計労務単価が上昇することとなったところです。

貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることにより、これまで以上に適正な賃金水準の確保に万全を期し、技能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

### 記

#### 1. 技能労働者への適正な水準の賃金の支払いについて

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）においては、受注者等の責務として、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施すること（第 8 条第 1 項）、下請負人に使用される技術者や技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること（第 8 条第 2 項）等が位置づけられている。

技能労働者の確保・育成のためには、技能労働者の賃金を引き上げ、設計労務単価の上昇等を通じて更なる賃金の引上げにつながる好循環を継続させることが重要であり、元請業者及び下請業者はこのことを十分に踏まえ、技能労働者の賃金水準の引上げを図ることが必要である。さらに、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 49 号）により、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 25 条の 27 第 2 項において、建設業者に対し、労働者の能力についての公正

な評価に基づく適正賃金支払等、労働者の適切な処遇確保措置を実施する努力義務が課せられたことや、同法第34条第2項に基づき、令和7年12月2日に中央建設業審議会から勧告された「労務費に関する基準」も踏まえ、各建設業者は必要な対応を講ずることが求められる。

以上のことを踏まえて、元請業者においては、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格で締結することや技能労働者へ適正な水準の賃金を支払うことを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。

なお、別添1別紙第1のとおり、帰還困難区域内で作業に従事する技能労働者には、本労務単価等に加えて特殊勤務手当が支給されるが、業務期間中に業務対象区域の避難指示が解除された場合、解除済みの区域における業務に関しては、原則として、特殊勤務手当の支給対象外であることに留意すること。

## 2. 新除染等労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

新除染等労務単価の決定を受け、別添2のとおり、

- ① 令和8年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、令和7年3月から適用されている旧除染等工事設計労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新除染等労務単価に基づく請負代金額に変更する。
- ② 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年2月24日付け環境会発第1402244号）1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する。

等としたところである。

これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、1. の趣旨にのっとり、元請業者・下請業者間や下請業者・再下請業者間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

以上